

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和7年6月4日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社スマイルコーポレーション
	代 表 者	柴 薦文 (しば しげふみ)
	主たる事務所	東京都千代田区神田佐久間町二丁目15番地
	免 許 年 月 日	令和3年8月26日 (当初免許年月日 平成23年8月26日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(3)第93327号
聴 聞 年 月 日	令和7年3月6日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止7日間及び指示	
業 務 停 止 期 間	令和7年6月18日から同月24日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第34条の2第1項(媒介契約書の交付遅滞) 同法第34条の2第1項第4号(媒介契約書記載事項の一部不記載) 同法第65条第1項(指示) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和6年1月に、東京都新宿区所在の建物の売買契約について、媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、次のような違反行為があった。</p> <p>(1) 媒介依頼者に対し、法第34条の2に定める書面(以下「本件媒介契約書」という。)を遅滞なく交付しなかった。</p> <p>(2) 本件媒介契約書に、建物状況調査を実施する者のあつせんの有無を記載しなかった。</p> <p>これらのうち、(1)は法第34条の2第1項本文に違反し、法第65条第2項第2号に該当し、(2)は法第34条の2第1項第4号に違反し、法第65条第1項に該当する。</p>	